

●利用の手順が少し
変わりました●

今までセンター開所日には、依頼はセンターへ連絡をお願いし活動の仲介をしてきましたが、令和5年4月より、センター閉所時と同様、会員同士で直接連絡を取り、依頼調整後にセンターへ連絡する方法に変更していきます。センターの仲介を希望される方はセンターに連絡くだされば今まで同様仲介させていただきます。

① 依頼会員はセンターに電話、メールで申し込みます。
希望日の1~2週間前を目安にセンターにご連絡ください。
継続の依頼は1か月以上前にご連絡ください。



② センターは活動できる『援助会員』を探し、『依頼会員』に紹介します。
名前と電話番号をお知らせます。

③ 依頼会員は、紹介された援助会員に連絡し、事前打合せの日時を決めます。
依頼会員は事前打合せ用紙を作成し、事前打合せ日をセンターにご連絡ください。



④ 事前打合せ
依頼会員が作成した事前打合せ用紙に沿って、子ども同席のうえ、援助活動場所で事前打合せを行います。活動の日時、場所、内容、注意事項(アレルギー等)、緊急時の連絡方法等、十分話し合しましょう。援助会員も事前打合せ用紙を作成し、依頼会員に渡してください。
援助会員は事前打合せ終了後、センターにご連絡ください。

援助会員紹介後、変更が生じた場合は、速やかにご連絡ください。

連絡者	変更内容	連絡先
依頼会員	依頼を取り消す場合(日にちの変更を含む)	援助会員
	内容の変更(時間、送迎先の変更など)	センター
援助会員	都合により、援助活動が行えなくなった場合	依頼会員 センター

※援助活動当日の取消にはキャンセル料が発生します。

⑤ 援助活動開始
依頼会員は保育施設、小学校、児童クラブ等の送迎を依頼した時は、事前に施設の先生に連絡してください。
援助会員は必ず会員証を先生に提示してください。

⑥ 報酬、報告書の受け渡し
活動終了後、依頼会員は定められた報酬等を援助会員に直接支払います。
援助会員は「援助活動報告書」に活動の記録を記入し、依頼会員にサインをしてもらってください。
報告書の1枚目は援助会員、2枚目は依頼会員が保管してください。



援助会員は、毎月援助活動報告書をまとめて翌月5日までにセンターに提出してください。

変更点!

●同一会員同士の2回目以降の依頼申込について

援助会員と直接連絡を取ることができます。センターの仲介を希望される人はセンターに連絡をください。

依頼会員が直接援助会員に連絡	連絡した援助会員の都合が悪い場合
1回目と同じ依頼内容であれば、2回目以降からは直接依頼を行うことができます。会員同士で援助活動が決まったら、 <u>依頼会員は必ずセンターに連絡してください。</u> 連絡がない依頼は活動とみなされず保険が適用されません。	新たな援助会員をお探ししますので、センターにご相談ください。

申込み
受付中!



援助・両方会員交流会

「もしも」に備える★援助活動中に災害が起こったら

大切なお子さんを預かるにあたり「もしも」に備える心構えができているといないとは大違い! いざという時に備えて、援助活動中に災害が起きた時にとるべき行動や、準備しておきたいことをしっかり学べます。
日頃の活動についての情報交換の時間もありますので、お気軽にご参加ください。
皆さまのご参加をお待ちしております。

【日時】 令和5年2月7日(火) 午前9時30分~11時30分

【場所】 総合福祉センター2階 第3集会室

【対象】 ファミサポ援助会員・両方会員 (定員20名 先着順)

【内容】 避難場所 連絡方法 家庭での備え
西尾市防災アプリ活用法 など

【講師】 西尾市役所 危機管理課 防災担当
河合祐子 主査

【申込】 西尾市ファミリー・サポート・センターへ電話またはメールでお申込みください。

